

○龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付要綱

平成30年6月21日

告示第136号

改正 令和2年3月30日告示第102号

(趣旨)

第1条 この要綱は、霞ヶ浦流域の水質浄化及び水質保全のため、茨城県湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金交付要項（霞ヶ浦流域）及び茨城県農業集落排水施設接続支援事業費補助金交付要項（霞ヶ浦流域）の規定の趣旨に基づき、下水道に接続することを目的として宅地内配管を改造する工事（以下「工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2号の下水道のうち、龍ヶ崎市下水道条例（昭和55年龍ヶ崎市条例第1号。以下「下水道条例」という。）第2条第2号の公共下水道及び龍ヶ崎市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成13年龍ヶ崎市条例第4号。以下「農集排条例」という。）第2条第2号の排水処理施設をいう。
- (2) 処理区域 下水道法第9条第2項の規定により公示された下水を処理すべき区域及び龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年龍ヶ崎市条例第10号）第3条第3項に規定する処理区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、処理区域内において工事を行おうとする者で、次の各号のいずれにも該当するもの（法人その他の事業所等に係るものを除く。）とする。

- (1) 処理区域内の建築物の所有者（工事について、当該建築物及び土

地の所有者の同意を得た者を含む。)

(2) 申請時において、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び農業集落排水使用料（以下「市税等」という。）を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、市長は公益上その他特別な事由により補助金を交付することが適当と認める者については、補助対象者としてすることができる。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、既設のし尿浄化槽又はくみ取便所の廃止を伴う法第10条第1項及び農集排条例第5条の規定に基づく工事とする。ただし、新築に係るものを除く。

2 前項の補助対象工事は、申請年度中に完了予定のものでなければならない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、住宅の種類及び下水道条例第6条又は農集排条例第6条の規定による確認を受けた時期（以下「確認の時期」という。）に応じ、次に掲げる額を限度とする。

(1) 一般の専用住宅に係る工事のうち、確認の時期が法第9条第1項の規定により公示され、又は農集排条例第4条の規定により公告された下水道の供用開始の日（以下「供用開始日」という。）から3年以内にあるもの 1件につき10万円

(2) 一般の専用住宅に係る工事のうち、前号以外のもの 1件につき4万円

(3) 貸家、アパート等に係る工事のうち、確認の時期が供用開始日から3年以内にあるもの 1件につき2万円（貸家の場合は5棟、アパート等の場合は1棟につき5部屋を限度とする。）

(4) 貸家、アパート等に係る工事のうち、前号以外のもの 1件につき8千円（貸家の場合は5棟、アパート等の場合は1棟につき5部屋を限度とする。）

2 補助対象者が、次の各号のいずれにも該当する場合は、前項の額に、

1 件につき 3 1 万円を限度に別に定める額を加算する。

(1) 補助対象者の世帯員に、補助金の交付の申請を行う年度(以下「補助申請年度」という。)の4月1日現在で満18歳未満の者又は同年度の3月31日時点で満65歳以上となる者がいること。

(2) 補助対象者の世帯員のうち、収入のある者の補助申請年度の市民税の課税対象所得(以下「課税対象所得」という。)の合計額が334万円以下であること。

3 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号の生活扶助を受けている補助対象者に対しては、前2項の額に、別に定める額を加算することができる。

4 前3項の規定により得られた額の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、工事を行う前に、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 龍ヶ崎市下水道条例施行規則(昭和55年龍ヶ崎市規則第11号)第8条第1項又は龍ヶ崎市農業集落排水処理施設の管理に関する条例施行規則(平成13年龍ヶ崎市規則第32号。以下「農集排条例施行規則」という。)第2条第1項の排水設備計画(確認・変更)申請書(以下「排水設備計画(確認・変更)申請書」という。)の写し

(2) 市税等の納付を証明する書類(第3条第1項第2号に該当することについて、市が調査することに同意した場合を除く。)

(3) 住民票謄本及び世帯員全員の課税対象所得を証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前条第3項の規定による加算を受けようとする者は、前項の書類のほか、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金特例交付申請書(様式第2号)に生活保護受給証明書を添えて提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するとともに、龍ヶ崎市排水設備

接続支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（内容の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった工事の内容に変更等がある場合は、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金変更等承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 排水設備計画（確認・変更）申請書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、当該変更の可否を決定するとともに、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、下水道条例第8条第2項の検査済証又は農集排条例施行規則第5条第2項の排水設備検査済証の交付を受けたときは、速やかに、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事に係る費用の領収書の写しその他の工事費用を確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

2 市長は、前条の請求を受けた場合は、速やかに補助金の交付を行う

ものとする。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認める事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業者に対し、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(平成30年4月2日から施行日までの間の経過措置)

2 平成30年4月2日からこの告示の施行の日(以下「施行日」という。)前までに行われた工事に対する第6条第1項の規定の適用については、同項中「工事を行う前に」とあるのは、「施行日以後速やかに」と読み替えるものとする。

付 則(令和2年3月30日告示第102号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付申請書

龍ヶ崎市長 様

(申請者)住 所
氏 名 印
電話番号

(注) 申請者は、自筆で書くこと。

龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金の交付を受けたいので、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	金 円
施 工 場 所	龍ヶ崎市
土 地 の 状 況	本人所有 借地
家 屋 の 状 況	持家 貸家 アパート その他()
添 付 書 類	(1) 排水設備計画(確認・変更)申請書 (2) 接続工事に係る見積書の写し (3) 工事着工前の写真(既に下水道に接続されていないことが分かる写真) (4) 供用開始日から4年日以降の者については、未接続の理由書 (5) 要綱第5条第2項各号に該当する場合は、次に掲げる書類 ア 世帯の課税対象所得計算表 イ 住民票謄本 ウ 所得証明書又は非課税証明書(課税対象所得が分かる証明書) (6) その他

私は、下記事項について市が調査、確認することに同意します。

申請者氏名 印

申請者納付状況調査欄		
区 分	滞 納	供用開始日
市 民 税	有 ・ 無	年 月 日
固定資産税・都市計画税	有 ・ 無	
軽 自 動 車 税	有 ・ 無	特記事項 確認者 印
国 民 健 康 保 険 税	有 ・ 無	
介 護 保 険 料	有 ・ 無	
下水道事業受益者負担金	有 ・ 無	
下 水 道 使 用 料	有 ・ 無	
農 業 集 落 排 水 使 用 料	有 ・ 無	

様式第2号(第6条関係)

龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金特例交付申請書

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

(申請者)住 所
氏 名 印
電話番号

(注) 申請者は、自筆で書くこと。

次のとおり、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金の特例を受けたいので、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 家屋の所在地
龍ヶ崎市

2 理 由

※下記の欄には、記入しないでください。

調査欄

--

様式第3号(第7条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

(申請者)住所
氏名

龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金については、下記のとおり交付(不交付)を決定したので、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長 印

記

- 補助対象工事の場所 龍ヶ崎市
- 補助金交付決定額 金 円
- 不交付理由

様式第4号(第8条関係)

龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金変更等承認申請書

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

(申請者)住 所
氏 名 印
電話番号

(注) 申請者は、自筆で書くこと。

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号で交付決定のあった龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金について、下記のとおり変更したいので、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

申 請 の 区 分	ア 事業の変更 イ 事業の中止 ウ 事業の廃止	
事業の変更, 中止又は廃止の理由		
変更の場合の内容	変更前	
	変更後	

様式第5号(第8条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

(申請者)住所
氏名

龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金変更等承認(不承認)決定通知書

年 月 日付で承認申請のあった龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金については、下記のとおり承認(不承認)することに決定したので、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長 印

記

- 承認の内容
- 承認に伴い変更する事項
- 不承認の理由

(備考)

「承認に伴い変更する事項」には、補助金交付決定額及び本承認に伴い変更が生じる事項について記載すること。

様式第6号(第9条関係)

龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金実績報告書

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

住 所
氏 名 印

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号で交付決定のあった龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金に係る排水設備改造工事について、下記のとおり完了したので、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

補助金交付決定額	円
工 事 費 用	円
施 工 場 所	龍ヶ崎市
工 事 指 定 店 名	
検 査 済 証 番 号	
添 付 書 類	工事に係る領収書の写し

様式第7号(第10条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

(申請者)住所
氏名

龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告書の提出のあった龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金について、下記のとおり決定したので、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長 印

記

施工場所	龍ヶ崎市
補助金の額	金 円
備考	

様式第8号(第11条関係)

龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付請求書

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

(申請者)住 所
氏 名 印
電話番号
(注) 申請者は、自筆で書くこと。

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号により交付額が確定した龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金について、龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額		円
振 込 先	金融機関名	
	支 店 名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	No.
	口座名義人	フリガナ

様式第9号(第12条関係)

龍ヶ崎市指令 第 号

補助確定者 住所
氏名

龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号龍ヶ崎市排水設備接続支援補助金
交付決定通知書については、下記理由により決定を取り消します。

年 月 日

龍ヶ崎市長 印

記

取消理由

- 様式第 1 号 (第 6 条関係)
- 様式第 2 号 (第 6 条関係)
- 様式第 3 号 (第 7 条関係)
- 様式第 4 号 (第 8 条関係)
- 様式第 5 号 (第 8 条関係)
- 様式第 6 号 (第 9 条関係)
- 様式第 7 号 (第 1 0 条関係)
- 様式第 8 号 (第 1 1 条関係)
- 様式第 9 号 (第 1 2 条関係)